

平成25年10月1日

日本臨床心理学会選挙管理委員 西田久美江・三島瑞穂殿
日本臨床心理学会第49回定期総会議長団
(議長・亀口公一、副議長・小西しゅんよう、書記・丹澤和美) 殿
第20期監事 滝野功久殿

第21期運営委員選挙候補者 金田恆孝
第20期運営委員長 酒木 保
第20期運営委員 田中章人
第20期運営副委員長代行兼事務局長 戸田游晏
第20期運営委員/編集委員長 第21期運営委員選挙候補者 實川幹朗

申し入れ書 (公開)

私たちは、去る8月10日に行なわれた日本臨床心理学会第21期役員選挙を、下記の三項目の事由により不当かつ不正なものと認めます。ついては、当該選挙の無効を宣言し、またやり直しを行なうよう各位に求めます。万一これらが実行されない場合にも、下記の三項目の事情への誠意ある説明を求めます。

項目1 有権者数と当落選基準の確認が行なわれず、不適切な判定であった

本来の有権者は総会に出席した会員=26名であった。ところが、これが判明したのは総会議事終了後であった。西田選挙管理委員が有権者名簿に登載(本人申告)されなかったことが判明したからである。選挙は有権者数を25名と見做して進められた。

当日立候補者を対象とした2回目投票の結果は次のとおりであった：

栗原 毅=15票

鈴木宗夫=14票

谷奥克己=19票

丹澤和美=17票

藤本 豊=12票

宮脇 稔=13票 (議場発表は14票、後に選管が修正)

有効投票数=23を母数に、追加立候補6名全員が当選と判定された。だが、有権者数=26と有効投票数=23との間に3票の差には気付く者がおらず、したがって問われなかった。(不足する3票のうち1票は、棄権した西田選挙管理委員の分である。だが、残り2票の所在は不明である。有権者のうちの二人が投票を行なわ

なかったかと推測されるが、投票用紙の紛失もあり得る。)

日本国憲法は第56条2項に；

両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

と定めている。憲法は国民の行動すべてを拘束しないが、民主的な手続きの模範として尊重されるべきである。これに従えば、出席有権者数=26の過半数は14なので、信任を得るには14票以上が求められる。(仮に有権者数を25としても、過半数は13であり選挙結果は食い違う。有権者が26なら藤本候補と宮脇候補は不信任、25でも藤本候補は不信任である。)

この度の選挙は、誤った有権者数認識の許で行なわれたうえに、当落選基準について一切の検討が行なわれなかった。立会人とされた滝野功久第20期監事はこれらの点を見過ごしたうえ、後述(項目3)するごとく、過半数の定義の不明瞭や投票結果の集計の不備が結果に影響を及ぼさないとの虚偽の見解を公表し、事態の隠蔽を図っている。

項目2 欺瞞を用いた選挙運営により、会則に定められた討論を省いた

2.1 1回目の投票(先行立候補者が対象)で選挙管理委員と議長団は、實川候補が求めたにも拘わらず、**候補者相互の討論を行なわせなかった**。これは会則第13条「総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される」に違反する。

ことに、西田選挙管理委員は高島候補に対する實川候補の質問を遮り、<先に候補者以外からの発言を認め、次に候補者相互の討論に移る>として候補者からの質疑を禁止した。そのうえで非候補者からの発言と候補者の応答を求めたが、これらが終わるとただちに投票に移ると宣言した。

實川候補は会則第13条の遵守を求めたが、選挙管理委員と議長団は時間的な制約を理由にこれ以上の質疑、討論を行なうことなく投票を行なった。これは**約束を違えての投票強行**であり、**選挙管理委員と議長団による候補者と会員への欺瞞**であり**不正行為**である。

2.2 当日立候補者を対象とした2回目投票でも、西田選挙管理委員は**候補者相互の討論を行なわせなかった**。また、2回目投票での[立候補声明+質疑+討論時間]は短かすぎた。これも1と同じく13条違反で、かつ主権者たる**会員への侮辱**である。

理由：当日立候補者は、あらかじめ会員に所信を表明しておらず、総会の場のみにおいて、総会に参加した会員だけに所信を表明する。したがって、せめて総会参加者だけにでも懇切丁寧な所信表明と、十分な質疑・討論が保証されなければ、正規の手続きを踏んだ**先行立候補者とのあいだの不平等**が拡大する。そして何より、

事情を知らない一般会員にとっての判断材料を著しく制限する行為である。

この点を實川候補は休憩時間に、選管の西田選挙管理委員と亀口公一議長に申し入れている。それにも拘わらず、当日立候補者の所信表明はみな極めて短時間で終わり、その後の質疑も不十分であった。このような運用は、選管の示した立候補期間内に立候補と所信を表明し、全国の会員の信を問う選挙制度を空洞化するもので、学会の根幹を揺るがす。

2.3 2回目投票で、非候補者から【質問のみ】を受け付けた後、西田選挙管理委員が「【討論】が終了したものと見做す」との宣言を行ない、投票に移った。實川候補は抗議したが聞き入れられず、投票が強行された。

これは選挙管理委員の欺瞞を用いての独断であり、会則13条違反の越権であるのみならず、ほとんど詐欺とも言うべき行為である。学会の基本人事を決める選挙において、このような行為がまかり通れば、学会は社会的信用を失う。

項目3 監事選出は手続きを尽くさず、誤った前提からの不適格な人事である

監事の選挙には、会場での挙手による次の5名の立候補者があった：

金田恆孝
亀口公一
酒井良輔
實川幹朗
戸田游晏

ところが投票に移ろうとしたとき、立候補していなかった滝野功久会員(第20期監事)が立ち上がり、渡辺三知雄会員(同：欠席)とともにしばらく「暫定的に監事を務めたい」と述べ、選挙の中止を求めた。「会則の改定提案が多く、監事の役割がはっきりしていない」が理由であった。また、渡辺会員からも了承を取ってであると述べた。

表決の結果、滝野提案が承認され、監事の選挙は行なわれなかった。このため、立候補した五人は所信を表明することができず、会員に信任を問うこともできなかった。多数決によるとは言え、不適切な手続きである。

また、滝野会員の「渡辺会員からも了承を取ってある」との証言は事実でなかったと考えられる。日本臨床心理学会第21期第1回運営委員会議事録(2013年9月13日付の第21期日本臨床心理学会名の文書)には「総会に欠席していた渡辺氏には、滝野氏が本人の意志を確認することとした。その後、渡辺氏より了承の意志表示を得た」と記載されているからである。

さらに、滝野第20期監事は、監事在任中の職務を十分に遂行してこなかったし、開票立会人となった第21期運営委員選挙においても不適切な行動と発言を行なって

いる。それらを以下に示す。

・滝野功久第20期監事の不適切な言動

1 第20期の監査において、度々重なる要請を受けても、運営委員メーリングリストを読もうとせず、むしろ読まない旨を宣言していた。また、第20期の学会運営に密接に係わる第19期のメーリングリストが読めない状況であったにも拘わらず、度々重なる要請を受けても、この状況の改善を図らなかった。重要な議論や決定の行なわれたこれらの通信の内容を知らずして運営委員活動を熟知しているとは言えず、適切な監査業務のできるはずがない。

2 会則第14条が「監事は本学会の会務を監査する」と明記しているにも拘わらず、運営委員会で監事の職責を会計監査に限るとの申し合わせが為されたとの伝聞を、1のメーリングリストへの調査拒否の根拠に挙げた(第49回総会での発言など)。会則よりも運営委員会の恣意を優先する構えは、監事としての公正さを欠く。監事の業務たる監査の対象は主に運営委員会活動なので、その集団の意向を汲んで調査を控えるとの表明は癒着姿勢の公言に他ならない。

3 第21期運営委員選挙で投開票に立ち会ったが、これについて「過半数の定義の若干の不明瞭さや投票結果のカウントに不備があったとしても、それは結果の大勢に影響を及ぼすものではない」と後に発言している(日本臨床心理学会運営委員選挙の報告；第21期日本臨床心理学会運営委員選挙 選挙管理委員 三島瑞穂・西田久美江 名の文書)。先に述べたとおり、この度々の選挙は信任の成立に一票を争うもので、二回目投票で過半数の母数を有権者数に取れば二人が不信任となる。この明白な事実(項目1)を前にしての事実と異なる発言は、無責任なばかりか選挙手続の不備・不当の隠蔽工作と言え、監事としての適格を疑わせるに充分である。

4 監事の選挙を中止させた発言において、「監事の役割がはっきりしていない」は、会則第14条に照らして誤りである。また、「会則の改定提案が多い」は監事を新たに選任しない理由とはならない。これら欺瞞の発言が選挙を歪めた。

上記の1から、日本臨床心理学会第49回定期総会報告(2013年9月13日付の第21期運営委員会名の文書)に「学会運営業務内容を把握している第20期滝野監事と渡辺監事」と記されているのは、事実誤認である。1と2からは滝野前監事の、監事としての責任感の乏しさ、公正への認識不足が明らかである。さらに3と4から、監事に求められる誠実さの欠如を認めざるを得ない。したがって滝野功久会員は監事として不適格であり、会員に問うことなく立候補者を押しつけて第21期の監事に就任すべき正当な理由を見出すことはできない。

加えて、2013年9月13日付けで会員に送付されたいずれの文書にも、上記の**五名の立候補があったことは記されていない**。これは立候補者の意思を無視し、また会員に必要な情報を提供しない不公正な行為である。

以上の三項目を根拠に私たちは、本申し入れ書の宛て先とした三者(総員6名)に対し、去る8月10日に行なわれた日本臨床心理学会第21期役員選挙の不当かつ不正を認め、当該選挙の無効を宣言し、またやり直しを行なうよう求めます。万一これらが実行されない場合にも、上記の三項目への、誠意ある説明を求めます。

回答は、本状を受領されてより二週間以内にホームページ上に公表し、かつ私たちを含む全会員に電子メールと郵送で通知されたい。

以上

【補足】 会則第17条第5項は「議決は、機関誌、紙を通じて会員に周知徹底される」と記しているので、2013年9月13日付けで会員に送付された文書は、そもそも選挙結果の会員への**正式な通知ではない**。さらに、監事選挙については選挙管理委員からの文書・「日本臨床心理学会運営委員選挙の報告」に記載がなく、第21期運営委員とされる監査を受ける立場の人びとによる「日本臨床心理学会第49回定期総会報告」ならびに「日本臨床心理学会第21期第1回運営委員会議事録」にのみ記載されている。責任の所在が不明確であり、これらの点からも選出の不当が伺われる。しかしながら、機関紙誌での公表を待ってはその間、不当・不正な選挙により選ばれた人びとが学会の役職を占め続け、また上記会則に「会員は、機刊誌、紙刊行後2ヵ月以内に再審議のための臨時総会の開催を要請することができる」とも記されているので、本申し入れ書の宛て先とした人物たちに再選挙を拒む口実を与える恐れがある。これらを避けるため、正式な通知を待たず本状を送付するものである。